

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十七号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の」を「次に掲げる」に、同項第一号中「療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は」を「次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設にあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 療養室（療養室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする施設を設ける場合にあつては、当該施設を含む。以下この項において同じ。）その他の入所者が療養生活を営む施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第二十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（介護老人保健施設の開設者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。

ハ 療養室等（療養室を除く。）を地階に設けている場合であつて、ロに掲げる要件の全てを満たすこと。

第六条第一項第三号中「避難階段を」を「避難階段（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項及び第二項に規定する避難階段をいう。）を」に、「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を「同令」に改め、「避

難階段として適切な」を「屋内の避難階段の」に改め、同項第七号中「際して」を「対処するための」に改める。

第六条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令又は第四条の規定により置くべき従業員の員数を超える員数の従業員を置く」に改める。

第三十五条の見出し中「施設」を「施設等」に改め、同条第一項中「規定に基づき」を「規定により」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「これに」を「当該入居者に」に、「調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室」を「第六号から第八号までに掲げる施設」に改め、「の場合」を削り、「これらの」を「次に掲げる」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「洗面設備」を「洗面所」に改め、同条第三項中「前項第四号に掲げる設備」を「第一項第四号に掲げる施設」に改め、同条第四項中「定めるところによる」を「掲げるとおとする」に、同項第一号ただし書中「療養室等を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は」を「次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設にあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ ユニット、浴室その他の入居者が療養生活を営む施設（以下「ユニット等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ ユニット等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十二条において準用する第二十六条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第四十二条において準用する第二十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。

- (3) 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（ユニット型介護老人保健施設の開設者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。

ハ ユニット等（ユニットを除く。）を地階に設けている場合であつて、ロに掲げる要件の全てを満たすこと。

第三十五条第四項第二号及び第三号中「療養室等」を「ユニット等」に改め、同項第五号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第七号中「際して」を「対処するための」に

改め、同条第五項第三号中「配置人員を増員する」を「法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令又は第四条の規定により置くべき従業者の員数を超える員数の従業者を置く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。